

奈良市企業局内規第99号

奈良市県域水道一体化取組事業懇談会開催要領

(趣旨)

第1条 奈良県提案の奈良県域水道一体化（以下「県域水道一体化」という。）に関し、本市の参加の是非を検討するに当たり、学識経験者等からの幅広い意見を聴取するため、奈良市県域水道一体化取組事業懇談会（以下「懇談会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 奈良県が作成した県域水道一体化に関する財政シミュレーションの検証に関すること。
- (2) 県域水道一体化に参加することによる本市への影響に関すること。
- (3) その他前2号に関連すること。

(出席者)

第3条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、次に掲げる者のうちから、懇談会への出席を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 奈良市議会議員の職にある者
- (3) その他管理者が適当と認める者

(運営)

第4条 懇談会の出席者は、その互選により学識経験のある者から懇談会を進行する座長を定めるものとする。

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、企業局経営部経営企画課において処理する。

- 2 懇談会の開催に当たっては、市長部局と調整を行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月12日から施行する。